

薬機発第 1225031 号

令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県薬務主管部長 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

理事長 藤 原 康 弘

(公 印 省 略)

レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の
一部改正について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行うレギュラトリーサイエンス戦略相談については、「医薬品・医療機器薬事戦略相談事業の実施について」（平成 23 年 6 月 30 日薬機発第 0630007 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めているところです。

今般、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）」が本日付で公布・施行され、国民や事業者に対して記名押印又は署名（以下「押印等」という。）を求める手続きにおいて押印等が不要となりました。それを踏まえ、同実施要綱を下記のとおり改正し、令和 2 年 12 月 25 日から施行いたしますので、貴管下関係者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の別紙様式 2 及び別紙様式 3 並びに別添 1 から別添 5 までの様式中、印を削除します。
- その他、所要の記載整備を行います。

以 上